(別紙1-2)

新型コロナウイルス感染症に伴う志木市国民健康保険傷病手当金 支給に係る志木市国民健康保険条例の一部改正及び令和2年度 志木市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の概要

1 条例の一部改正内容(附則第4項~第9項の追加)

新型コロナウイルス感染症に感染した給与等の支払いを受けている志木市国民健康保険被保険者(発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む)に傷病手当金を支給するもの

【対象者】

給与等の支払いを受けている志木市国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は感染が疑われる者

【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に 服することができない期間のうち就労を予定していた日

【支給額】

1日につき、直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した 金額の2/3

【適用期間】

令和2年1月1日~9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間 (入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

- 2 補正予算の内容
 - ①令和2年度志木市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 - ◆ 歳入、歳出ともに300万円を計上

【歳入科目】4款1項1目 保険給付費等交付金 2節 特別交付金 細節2 国特別調整交付金分

【歳出科目】2款6項1目 傷病手当金 18節 負担金補助及び交付金 細節1 負担金

※月額収入30万円、月平均の勤務日数20日の者が、労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数が30日程度と想定し、対象者を10名分として積算し、給付できるように編成いたしました。